

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)

国の対応方針		区分	倉吉市の基準案
設置者からの暴力団排除 (現在、国からは示されていない)			暴力団の排除を追加
最低基準	基準の目的	参酌すべき基準	国の基準のとおり
	基準の向上		下線部分を「子ども・子育て会議」に変更 その他は国の基準のとおり
	運用		国の基準のとおり
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画 (以下「専用区画」という。) を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65㎡以上でなければならない。 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。(児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 		国の基準のとおり ※待機児童発生を防止するため、経過措置あり
職員	従事する者	従うべき基準	国の基準のとおり ※経過措置あり
	配置人数		国の基準のとおり
集団の規模	○1つの支援の単位を構成する児童の数(児童の集団規模)は、おおむね40人以下とする。	参酌すべき基準	国の基準のとおり ※待機児童発生を防止するため、経過措置あり
開所時間	○平日は原則1日につき3時間以上 ○休日は原則1日につき8時間以上 ※保護者の就労時間、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。		国の基準のとおり

国の対応方針		区分	倉吉市の基準案
開所日数	○原則1年につき250日以上	参 酌 す べ き 基 準	国の基準のとおり
非常災害対策	○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 ○前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。		国の基準のとおり
虐待等の禁止	○利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		国の基準のとおり
衛生管理等	○利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水ついて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ○事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。		国の基準のとおり
運営規定	○放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・非常災害対策 ・緊急時等における対応方法 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他事業の運営に関する重要事項		国の基準のとおり
秘密保持に関すること	○放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。		国の基準のとおり
苦情への対応	○放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に対し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な措置を講じなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。		国の基準のとおり
保護者、小学校等との連携	○放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 ○放課後児童健全育成事業者は、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。		国の基準のとおり
事故発生時の対応	○利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	国の基準のとおり	
経過措置	○施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業所における、第9条第2項及び第3項の専用区画に係る設備の規定は、当分の間、適用しない。 ○施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める。 ○施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業所における、第10条第4項の一の支援の単位を構成する児童の数は、当分の間、従前の例とする。		